

奈 福 介 福 号 外
令和7年1月27日

奈良市居宅介護支援事業者
奈良市地域包括支援センター
住宅改修工事事業者
福祉用具販売事業者 各位

奈良市福祉部介護福祉課長

介護保険住宅改修及び福祉用具の運用変更について（通知）

平素は、奈良市介護保険行政にご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

令和7年2月3日より、介護保険住宅改修及び福祉用具購入の運用につきまして、取り扱いを下記の通りとさせていただきます。

なお、奈良市のホームページからもご確認いただくことができます。

各事業所における該当利用者様に周知のほどよろしくお願いいたします。

また、住宅改修費支給申請チェックマニュアルを更新しましたので、併せてご確認ください。

記

1、住宅改修工事及び福祉用具購入履歴の確認について書面での照会とすること

従来、利用者本人もしくは家族から電話での照会を受付けしておりましたが、住宅改修工事と福祉用具購入の履歴は「個人情報」であり、電話での開示では本人確認を確実に行うことができないため、電話での開示から窓口の書面での開示と変更いたします。

つきましては、別紙「介護保険（介護予防）特定福祉用具購入・住宅改修工事履歴確認申請書」に必要事項をご記入のうえ、窓口にご提出ください（住宅改修事前申請受付専用の提出箱には入れないでください）。窓口で申請者の本人確認を行った後、受付し即日書面で回答いたします。なお、事業者からの申請の場合は、本人確認に加えて所属事業所の確認を行います。また、郵送で申請される場合は、返信用封筒を同封の上、申請してください。ただし、移行期間として、今年度中は電話での照会も受付いたします。

2、住宅改修申請に不備がある場合、申請を受け付けせず保留とすること

本来、申請書類を一式揃えて申請していただくところですが、最近書類の不備が散見されるため、不備書類がある場合の対応について、申請を受け付けせず必要書類一式が揃うまで保留とします。また、事前申請の着工予定日については、書類が全て揃った時点から一週間以降の日とすることといたします。

各事業所におかれましては、提出前に書類を確認のうえ、不備が無いよう申請して下さるようお願いいたします。

3、住宅改修工事完了後の事後申請について速やかに申請をすること

工事完了後は、速やかに事後申請をしてください。また、何らかの理由により工事が遅延される場合は、その旨ご連絡ください。

4、住宅改修の工事内容を変更する場合について、必ず工事完了前までに速やかに相談いただくこと

事前に相談のない変更は受領できない場合があります。また、工事内容によって、事前申請の際に添付いただいた資料の再提出をお願いする場合や事後申請の際に追加資料の提出をお願いする場合がございます。なお、金額変更に伴い決定通知書の再発行が必要な場合は、お申し出ください。

また、工事内容の追加や、金額が上がる場合については、追加分を新規申請いただくか、一度取り下げて再申請していただくことになります。

【問い合わせ先】

事務担当：給付係

電話：0742-34-5422（直通）

e-mail：kaigofukushi@city.nara.lg.jp